

業務約款の主な改正内容について（R2.10.1施行）

（1）適正な履行期間の設定（第20条の2関係）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行う際、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう規定を追加。

～条文抜粋～

（適正な履行期間の設定）

第20条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。